

長野工業高等専門学校 校章及びロゴマークの使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校章及びロゴマーク・ロゴタイプ（以下「校章等」という。）とその使用について、基本的事項を定めることにより、本校のアイデンティティを確立するとともに、本校の知名度の向上及びイメージの浸透を図ることを目的とする。

(使用者の資格)

第2条 校章等を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校
- 二 本校の教職員又は学生（「教職員等」という。以下同じ。）
- 三 本校の教職員等が結成する団体
- 四 本校と共同研究等の契約を交わした企業又は本校の研究成果を活用する企業等
- 五 本校の支援団体（後援会、同窓会、食堂及び売店業務委託事業者を含む。）
- 六 その他本校が校章等の使用を認めた団体等

(使用範囲)

第3条 校章等の使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本校の旗等の正規装飾品
- 二 本校が発行する印刷物（ホームページを含む。）
- 三 本校が作成する便せん、封筒等の文具等の類
- 四 本校の教職員等の名刺
- 五 その他広報企画室長が適当と認め、許可したもの

(使用方法)

第4条 校章等の使用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 校章等の形状及び色彩は、原則別図に示すものとし、改変してはならない。ただし、用途により、校章等に高専名等（ロゴタイプ）を組み合わせ、別表に示したものを基本として用いることができる。また、用途により、ロゴタイプの色彩をスクールカラー（指定色 DIC グリーン）へ変更することができる。
- 二 校章等の使用に当たっては、公序良俗に反し、本校の尊厳及び品位を損ない、また特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用されることがあってはならない。

(契約の締結)

第5条 広報企画室長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申請者と校章等の使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結するものとする。

- 一 校章等を使用した商品を販売する目的で校章等を使用する場合
- 二 校章等を利用して役務を提供する目的で校章等を使用する場合
- 三 その他営利目的で校章等を使用する場合

(使用料)

第6条 前条の規定により使用契約を締結した者は、当該使用契約に定める使用料を納付しなければならない。

(申請及び担当課)

第7条 校章等を使用しようとする者は、所定の申請書を総務課総務係へ提出して、広報企画室長の許可を得なければならない。

2 前項にかかわらず、第3条第1項第一号から第四号に該当する場合は、手続きを要しない。

3 第1項の使用申請及び許可業務並びに校章等の使用に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(第三者使用の禁止)

第8条 校章等を使用する者は、本校の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 広報企画室長は、当該校章等の使用目的又は使用方法等が適当でないと認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、校章等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別図（校章）

（コンセプト）高専の二字を、長野県の山野に多く自生するシナノ木の若葉と若芽で囲み、上部に長野県を象徴する山岳をかたどった山形で表現。



別図（ロゴマーク）基本色

（コンセプト）長野県の千曲川の力強い流れのように、長野高専の「N」を描き、教育理念の「知・徳・体」を、未来を照らす太陽の赤、雪解けの水色、山の色の緑で表現



別図（ロゴマーク）単色（白黒）




別図（ロゴマーク）単色（黒に白抜き）



別図（ロゴマーク）単色（グリーンに白抜き）DIC カラーガイド PARTⅡ 4版・2561(緑)



(a)  独立行政法人国立高等専門学校機構
長野工業高等専門学校
National Institute of Technology (KOSEN), Nagano College

(b)  独立行政法人国立高等専門学校機構
長野工業高等専門学校

(c)  国立長野高専
高専機構

(d) 
国立長野高専
高専機構
National Institute of Technology (KOSEN), Nagano College

(e)  NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY (KOSEN),
NAGANO COLLEGE